

## 令和4年度第1回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	令和4年9月21日(水)午後2時00分～午後3時20分
開催場所	平塚市役所 本館5階 入札室
出席委員	梶田 佳孝 委員長 中込 光一 委員 大谷 孝徳 委員 柴田 直子 委員
事務局	契約検査課、農水産課、教育施設課、みどり公園・水辺課、下水道整備課
傍聴者	なし

開会 梶田委員長の進行で開会する。

### 議題1 入札・契約手続の運用状況報告

#### 発注工事総括表及び発注一覧表について

【事務局より、現時点での指名停止の状況や、総務部契約検査課において手続きを行ったすべての入札及び随意契約のうち、令和4年1月14日から令和4年6月1日までに入札公告が行われた案件について、契約金額、落札率などを説明した。】

**委員**：停止期間が延長された業者があるとのことだが、今回のように追加で容疑が決定した場合に、過重的にペナルティが科されるということはないのか。

**事務局**：指名停止については、平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づき、行っている。その要領において、停止期間は、起訴されたときから6ヶ月となっているため、さらに別の容疑が明らかになった際は、その案件が起訴されたときから6ヶ月間指名停止になるという考え方である。

**委員**：指名停止は営業所単位でかけられるものか。

**事務局**：業者単位となる。今回、平塚市の競争入札参加資格者名簿に登録があったのが営業所であった。

**委員長**：質問がなければ議題2に移りたいと思います。

---

### 議題2 抽出案件の審議

**委員長**：それでは今回の抽出をされた中込委員から抽出理由を説明願います。

**委員**：(審議案件抽出理由説明書のとおり)

---

#### (1) 平塚漁港左岸導流提機能保全工事その1

抽出理由：低入札価格案件を除く最高契約金額、随契案件を除く最高落札率案件であるので、競争性を確認するため。

**委員長**：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【農水産課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過について説明】

**委員**：入札している業者が少ないが競争性は確保されているのか。

**事務局**：辞退については、入札前に業者が意思表示をしているものなので有効となる。不着については、ペナルティの対象にもなり得るが、現状、平塚市ではペナルティを科していない。競争性は確保されているものと考えている。

**委員**：不着に対してペナルティを科している自治体もあるのか。

**事務局**：調査していないので不明である。

**委員**：業者としては、積算しやすい案件なのか。

**事務局**：積算にあたっては、県の単価を採用しており、その単価は公表されている。業者が各々の積算システムを使い、十分積算できると思われる。

**委員**：特殊な工事なのか。

**事務局**：海洋工事のため、平塚市ではあまり実績のない工事となる。

**委員**：辞退者が多いことについて、入札のタイミングが関係しているのではとの話もあった。発注のタイミングを年度当初にずらすことはできなかったのか。

**事務局**：この工事箇所は、令和2年9月の台風の際、波の影響を受けて被災してしまった箇所である。その後、国、県と調整し、補助金をもらいながら施工ができるかについて協議を重ね、平成26年から令和8年まで続く保全計画を修正することとなった。この調整が終わったのが令和3年9月頃だった。そこから設計、調査、見積りの再依頼等を行っていたため、この時期の発注となった。

**委員**：年度内に終わらせなければならない工事だったのか。

**事務局**：1月の発注工事を年度内に終わらせることはさすがに難しいので、あらかじめ、公告時、業者に公開される「条件明示書」に「想定工期200日」と記載している。また、県議会の承認が得られ次第、工期の延長をするという旨の記載もしている。

**委員**：台風で壊れたとのことだが、安全性などの観点から、当初の施工業者に頼むことはできなかったのか。

**事務局**：壊れた箇所が作られたのは、昭和33年頃である。この前後の箇所は、平成の時代に改修を終えており、今回の施工箇所だけが残っていた。当時の記録がなく、どこの業者が施工したのかわからない状況であった。

船での施工となるため、専門性が高く、実際にできる業者は限られてしまうが、地元業者のレベルアップという観点も含め、一般競争入札を選んだ経緯もある。

**委員**：海洋土木は珍しい案件だ。

**事務局**：その通りである。陸上から施工するものはあるが、今回のように船で施工するものは少ない。

**委員長**：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

## (2) 太洋中学校北棟校舎大規模改修工事（建築）

**抽出理由**：低入札価格案件を除く2番目の高額契約の案件、疑義の申立てがなされた内容の確認のため。

**委員長**：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【教育施設課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

**委員**：疑義申立ての内容は、落札者の積算が違うのではないかという意味か、それとも平塚市の積算が違うのではないかという意味か。

**事務局**：平塚市の積算が違うのではという意味である。平塚市では同様の工事を令和3年度に行っており、その中で外壁改修工事があった。疑義申立てで指摘があった「下地調整材」の単価を決定する際、平塚市積算基準において、令和3年度までは、市場単価が存在していなかったが、令和4年度からは市場単価の記載があったため、新しい単価を採用している。例年、入札参加業者は資料等を確認し、平塚市がどの単価を使っているか研究しているものと思われる。そのような中で、今回の業者は昨年度と同じ単価を使ったが、平塚市は新しい単価を使ったため、差異が出て、疑義となったというものである。単価については、今回のようなケース以外にも根拠を変更することがあり、必ずしも昨年度と同じになるとは限らない。そのため、業者との積算にずれが生じ、昨年度と違うといった疑義につながることはよくあることである。

**委員**：市場単価を使うことは明らかにしていないのか。

**事務局**：具体的に下地調整材の単価根拠を明らかにしているわけではないが、積算情報は開示しているので、そこで平塚市がどの単価を採用するかはある程度分かる形になっている。

**委員**：疑義申立てができる業者に要件はないのか。失格者でもできるのか。

**事務局**：入札をした業者でないと疑義申立てはできない。入札をしていれば、失格となっても疑義申立てはできる。

**委員**：土木案件と同じように建築案件でもある程度の単価は見込めるのか。

**事務局**：ある程度は見込めるが、見積りや市場単価といった様々な積算根拠があり、工種の一つ一つが細かく、オーダーメイドのようになっているため、完全に断定するのは難しいと思われる。

**委員**：築何年くらいの校舎か。

**事務局**：手元に資料が無いが、建築されてから40年近く経っており、外壁改修が必要な建物である。

**委員**：生徒数は減ってきているのか。

**事務局**：ピーク時に比べ段々減ってきているが、近くにマンションが建つと増えたりもする。地域

によって波がある。

**委員長**：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

---

### (3) 平塚市総合公園インクルーシブ遊具等整備工事

**抽出理由**：低入札価格案件を除く3番目の高額契約の案件、令和4年3月23日開札に際しては疑義の申立てがあり入札が無効となり、令和4年4月25日の開札では同値入札くじ引きで落札者が決定されている案件、疑義の申立ての内容の確認のため。

**委員長**：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【みどり公園・水辺課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

**委員**：疑義申立てにより入札が無効になることはどれくらいあるのか。

**事務局**：本来あってはいけないことだが、年に2件くらいあるのが現状である。

**委員**：「WEB建設物価」とあるが、紙媒体のものが電子版になっただけではないのか。

**事務局**：単に紙媒体の資料を電子版にしているのではなく、異なる資料である。

**委員**：紙の方がポピュラーなのか。

**事務局**：調査していないのでわからないが、平塚市でも電子版を今後検討していく必要がある。

**委員**：「WEB建設物価」を採用していない理由はあるのか。

**事務局**：予算の確保の問題や、業者がWEB媒体を見られる環境にあるのかという問題がある。また、電子版だと更新時期などの基礎情報が不明である。紙であれば、定期刊行されているので、そういったことが容易に確認できる。

**委員**：業者は定期購読をしているのか。

**事務局**：その通りである。

**委員長**：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

---

### (4) 馬入貯留管ポンプ場ほか1施設シーケンサ等更新工事

**抽出理由**：随契2号の適用基準を確認するため。

**委員長**：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【下水道整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から随契2号の経過を説明】

**委員**：随契2号審査会は平塚市の部長、課長級職員が委員を務めているということか。

**事務局**：その通りである。

委員：他の施設は三菱製ではないのか。

事務局：三菱電機以外のメーカーが入っているポンプ場もある。

委員：他のポンプ場の工事が必要になったときは、別の業者と随意契約するということか。

事務局：他のポンプ場はすでに専用回線で繋がっているため、今回のアナログ回線網の終了に伴う工事は必要ない。

委員：業者から見積りをとって決定しているということか。

事務局：市で予定価格を設定し、三菱電機と見積合わせを行い、予定価格の範囲内に収まれば決定という流れになる。

委員：三菱電機以外の会社に工事をお願いするとなると、金額が大きくなってしまうのか。

事務局：他のメーカーで施工した場合、付随する機器も合わせて変える必要が出てくるため、金額は大きくなってしまう。

委員：事前送付があった「平塚市随意契約ガイドライン」が令和4年1月4日改定となっているが、今までとどこが変わったのか。

事務局：内容は変わっていない。書き方を見やすく整理し、拡充したものである。

委員：遠隔監視システムはかなり高額なのか。

事務局：機器も高額だが、ソフトウェアの設定を担う技術者の労務単価が非常に高額となっている。

委員：予防保全の観点も取り入れているのか。

事務局：ストックマネジメント計画を策定し、平準化して機器の更新ができるように考えている。現状は、それを待たずに壊れてしまうこともあり、計画通りに進むかは難しいところである。

---

### 議題3 その他

委員長：その他に何かありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・次回定例会の日程調整の依頼
- ・次回抽出委員の確認

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上

(午後3時20分閉会)